

## 会 議 録 (要旨)

平成29年度 第1回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・招集時刻 平成29年6月21日(水) 14時00分

開催場所 和光市役所 全員協議会室

開会時刻 14時00分

閉会時刻 15時51分

出席委員

事務局

石山 恒征 柳下 すゞ子 内野 裕嗣 佐々木 淳 大友 絹江 (会長代理) 小田原 紀慧子 金子 正義 (会長) 津川 知子  <p style="text-align: right;">(8人)</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 35%;">保健福祉部長</td> <td style="width: 30%;">東内 京一</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>保健福祉部次長兼健康保険医療課長</td> <td>大野 孝治</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域包括ケア課長</td> <td>阿部 剛</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康保険医療課長補佐</td> <td>渡部 剛</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康保険医療課専門員</td> <td>大坂 秀樹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国保医療政策担当統括主査</td> <td>斉藤 寛子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルスサポート担当統括主査</td> <td>梶原 絵里</td> <td></td> </tr> </table>	保健福祉部長	東内 京一		保健福祉部次長兼健康保険医療課長	大野 孝治		地域包括ケア課長	阿部 剛		健康保険医療課長補佐	渡部 剛		健康保険医療課専門員	大坂 秀樹		国保医療政策担当統括主査	斉藤 寛子		ヘルスサポート担当統括主査	梶原 絵里	
保健福祉部長	東内 京一																					
保健福祉部次長兼健康保険医療課長	大野 孝治																					
地域包括ケア課長	阿部 剛																					
健康保険医療課長補佐	渡部 剛																					
健康保険医療課専門員	大坂 秀樹																					
国保医療政策担当統括主査	斉藤 寛子																					
ヘルスサポート担当統括主査	梶原 絵里																					

欠席委員

傍聴 2人

白石 久乃  
 鈴木 正敏  
 和田 百合子  
 菅野 隆  
 佐藤 貴映  
 原 彰男  
 山崎 操  
  

(7人)

備考	会議資料 次第、資料1(報告事項1)、資料2(協議事項1)、資料3(協議事項2)、資料4(協議事項2)、資料5
----	--

会議録作成者氏名 斉藤 寛子

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただいまより、平成 29 年度第 1 回運営協議会をはじめます。</p> <p>なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっています。</p> <p>また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。</p>
東内部長 2 : 38	<p><b>2 あいさつ</b></p> <p>今年度の運営協議会は、平成 30 年度の国保の大きな改正に向かって行く、重要な協議会となります。6 月議会におきましては、全員協議会を開き、国民健康保険制度の改正内容、シミュレーションに基づく納付金の算定方法等について市議会議員の皆様説明をさせていただきました。</p> <p>平成 30 年度には、様々な社会保障改革が実施される中で、国民健康保険制度の財政部分の改正というのが、一番大きな目玉だと思っています。そのような中で、皆様には忌憚のないご意見をいただき、より良い市民のための、和光市の税率等を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
渡部課長補佐	<p><b>3 委員委嘱</b></p> <p>保険医又は薬剤師を代表する委員として選任されていた、独立行政法人国立病院機構埼玉病院病院長の関塚永一様が、この度、退任されたため、新たに病院長となりました原彰男様を委嘱するものです。</p>
金子会長 4 : 55	<p><b>4 報告事項</b></p> <p>それでは、ただいまから、平成 29 年度第 1 回和光市国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>はじめに、本日の出席状況について事務局より報告願います。</p>
渡部課長補佐	<p>本日は全委員 15 名のうち 8 名の委員の方が出席し、半数を超え</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>ております。</p> <p>事務局からの報告のとおり、出席委員は8名で半数を超えておりますので、この会議は成立しています。</p> <p>議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させていただきます。</p> <p>柳下委員、内野委員の二人にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項1「和光市国民健康保険税条例の改正について」、事務局より説明願います。</p>
大野次長	<p>今回の改正については、地方税法施行令が改正されることになり、市の国保税条例についてもその内容に合わせて改正したものです。法律等の改正が、3月31日付けで改正され、その施行日が4月1日とされたことから、市としては、これに合わせ、3月31日に国保税条例を改正しました。</p> <p>内容については、国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るもので、国保には、所得の少ない方に配慮し、その所得に応じて、7割軽減、5割軽減、2割軽減という3段階の法定軽減制度が定められております。この基準は法律等で決まっていますが、このうち、今回は、5割軽減と2割軽減について、軽減の対象となる金額を引き上げるというものです。</p> <p>5割軽減の方は、「33万円+26万5千円×被保険者数」で求められる金額以下の所得の方が対象となっていました。この基準の「26万5千円」の部分が「27万円」に引き上げられました。また、2割軽減の方は、「33万円+48万円×被保険者数」で求められる金額以下の所得の方が対象となっていました。この基準の「48万円」の部分が「49万円」に引き上げられたという内容です。</p> <p>この改正の施行期日は、平成29年4月1日であり、通常、条例の改正は議会の議決によることとなりますが、議会に諮る時間がありませんでしたので、専決処分、つまり、市長の権限により対応しました。この運営協議会においても、ここで報告をさせていただく</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>ものです。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>(質疑なし)</p>
金子会長	<p>それでは、協議事項1「平成30年度国保制度改正について」、事務局より説明願います。</p>
渡部課長補佐	<p>全体の流れ・検討スケジュールについては、今年度、全5回の会議の開催を予定しております。今後、来年度の税率について協議を進めてまいります。</p> <p>広域化の目的・方針については、これまで国保は、各市町村が運営してきましたが、年齢構成が高いことや所得水準が低いことなどから、財政運営が不安定な保険者が多いといわれておりました。そこで、国保が広域化されることになりました。</p> <p>改正の内容について、まずは、国保にこれまで以上に財政支援をしようということで、全国で3,400億円の公費の追加投入が決定されました。そして、今後は、都道府県が財政運営の主体となって、市町村とともに国保の保険者となります。その他、市町村の事務が標準化されたり、同じ都道府県内で引越しをした場合に、高額療養費の多数該当の回数を引き継がれることになり、被保険者の方のメリットとなります。また、様々な取組を実施し、効果をあげている市町村を支援するために、保険者努力支援制度が設立され、財政援助されることとなります。</p> <p>今後の県と市の役割分担については、まず、都道府県の主な役割は、財政運営の責任主体となることです。都道府県は、市町村ごとに納付金を集め、市町村の保険給付に必要な費用を支払うこととなります。これを交付金といいます。そして、都道府県内の市町村が同じように国保運営ができるように、国保運営方針を定めて、市町村の事務を効率化、標準化していくことが主な役割となります。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>次に、市町村の主な役割については、財政面では納付金を県に支払うこととなります。また、この納付金を保険税で負担するといくらの税率になるという標準保険料率が示されますので、これを踏まえて市の保険税率、税額を決定することとなっており、被保険者の方に賦課・徴収を行うこととなります。また、保険証発行などの資格管理、健康診断などの保健事業を行うことは、従来どおりです。</p> <p>次に、現状の税率決定の仕組みについては、和光市が負担する医療に対する保険給付費、あと、制度的に負担する後期高齢者支援金、介護納付金を合計すると約 55 億円となります。制度上は、前期高齢者交付金を控除した分について、国や県からの負担分、保険税負担分が 50%ずつとなります。この前期高齢者交付金については、健康保険組合や共済組合、国保など全ての医療保険者間において、高齢者の方の負担を財政調整しようというものです。国保は高齢者の方の加入率が多く医療費が高くなっています。一方で、現役世代の方が中心となる健保や共済は高齢者の加入率が少なく医療費が低くなります。そこで、医療保険者間で高齢者負担が平均となるように財政調整されるものが、前期高齢者交付金制度となります。全保険者の前期高齢者加入率の平均は 15%、和光市国保では、前期高齢者加入率は 31%となり、平均以上負担しているため、この分を交付金としてもらえることとなります。現在、和光市では、前期高齢者にかかる保険給付費などのうち、52%程度が交付金として交付され、金額としては、13.7 億円となります。55 億円から 13.7 億円控除した分の半分の 20.7 億円が保険税負担、20.7 億円が国・県負担となるのが制度上の割合です。</p> <p>次に、国・県負担調整後については、国の負担の方法として、財政調整交付金という交付金があり、市町村国保の所得水準に応じて交付金が配分されることとなります。割合では医療給付費から前期高齢者交付金を控除した額の 9%分となります。この部分が国保全体で調整され、当市は、所得水準が高いとされていますので、ほぼ交付を受けられない状況です。その結果、実際の国・県負担は、15.8 億円となり、残りの 25.5 億円が保険税で負担すべき金額となります。この 25.5 億円の内訳は、実際の保険税として被保険者の</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>皆さんから徴収している金額が 14.9 億円、その他の部分として、低所得者の保険税軽減分に対する制度的な繰入分や積み立ててある基金からの取り崩しなどが 6.2 億円、市の一般会計から国保会計への法定外の繰入金で、25.5 億円をまかっています。</p> <p>また、第 2 回目のシミュレーションの結果、市として県へ納付することになる納付金の金額は、約 24.7 億円となっています。現状において、所得の高い市町村には保険税負担が大きくなる財政構造となっておりますが、平成 30 年度からの制度改正においても、所得の多い県・市の負担は大きくなるような制度設計となっております。当市の場合は、現状と今後を比較した場合、現状と変わらず同程度の保険税負担を求められます。</p> <p>次に、納付金算定の方法については、これまで、市が負担する医療給付費から公費負担を除いた分が保険税負担の算定の基礎としていましたが、今後は、埼玉県全体で考えることとなります。まず、埼玉県全体でどれだけの保険給付などの負担があるか計算します。そこから、市の場合と同様に、前期高齢者交付金や国・県の負担分を控除し、県で必要な納付金額総額を求めます。それを、埼玉県全体における各市町村の所得シェア、被保険者シェア、医療費水準により、各市町村の納付金額が決定されます。</p> <p>平成 30 年度以降の税率決定の仕組みについては、県で必要な納付金総額 2,509 億円分を県内各市町村の納付金で確保していくことになり、和光市は 24.7 億円となります。</p> <p>第 2 回シミュレーション結果については、先ほどの当市の納付金 24.7 億円の詳細を示しています。被保険者の方が病院や薬局にかかる分、後期高齢者制度への支援金として支払う分、介護保険への納付金として支払う分となります。今回が、第 2 回目のシミュレーションとなり、今後、10 月に第 3 回目のシミュレーション、12 月に仮算定、1 月に本算定の結果が示されることとなります。</p> <p>今後の保険税負担については、支出としては、県に支払うべき納</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>付金があります。次に、保険給付費として、被保険者の方が病院に行った際の一部負担金を支払った後の保険給付分や高額療養費などが約 41.2 億円あります。また、特定健診などの保健事業などにかかる費用が約 1.5 億円となります。</p> <p>次に、収入について、保険給付として市が支払う金額については、全額を県が交付金として交付してくれます。その他に市町村向け公費があり、特定健診等に対する国や県の補助金、その他制度上の繰入金などが収入として確保できます。</p> <p>支出の合計は約 67.4 億円ですが、ここから、収入としての市町村向け公費、交付金を控除した分の約 24.5 億円が保険税として負担していく分となります。</p> <p>次に、保険税として 24.5 億円を集める場合、収納率 91%で考えますと、保険税として被保険者の方に賦課する調定額は 26.9 億円、一人当たり調定額は 163,062 円となります。現行では、調定額は 16.4 億円、一人当たり調定額は 99,338 円となります。これを単順に今後の 163,062 円と比較すると 60%以上の増加となります。しかし、現在の保険税負担分 25.5 億円を調定額で考えると、必要となる調定額は 28.2 億円となり、本来 28.2 億円を調定額として設定して保険税を決めなければならないのですが、制度上の繰入金や基金の取崩し、一般会計からの法定外繰入金などによって、調定額総額を引き下げ、現在は 16.4 億円にして税を決めていることとなります。</p> <p>次回以降の会議では、この現行と今後の差の部分をどのように対応していくのかを協議していきたいと考えております。</p> <p>標準保険料率については、第 2 回シミュレーション結果の納付金額とともに、保険税負担分を全て保険税でまかなった場合の標準保険料率が県から示されています。シミュレーションで出された保険税として集める分が、現在の調定額総額と比較すると大きく増えていますので、2 方式の場合でも、4 方式の場合でも、大きく上がっている結果になっています。</p> <p>次に、今後の税率を検討していく前提として、現在の国保世帯に</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ついて、所得階層別に見ていきます。所得とは給料や年金の額面ではなく、給与控除、年金控除などを差し引き後の金額となり、0 から 33 万の階層には確定申告などしていない未申告世帯を含んでいますが、所得の低い世帯が多いことがわかります。</p> <p>応能割と応益割の考え方について、現在、和光市国保は医療分について、4 方式を採用しています。その中で、応能というのは、給与額、年金額や資産に応じて負担をしていただきたいというものです。現在、所得割は所得に応じて 6.3%、資産割は固定資産に応じて 12%と定めています。</p> <p>一方、応益というのは、一人当たり、一世帯当たり、みんな平等に負担をお願いするというものです。均等割というのが一人当たりの金額で、現在 15,600 円、平等割というのが一世帯あたりの金額で 18,000 円となっています。</p> <p>従来、国保制度では、応益割と応能割の負担は 50 対 50 で計算するというのが原則とされてきました。しかし、当市では、実際には、国保は所得の低い方が多いのが現状のため、50 対 50 という負担割合ではなく、応能割の割合を多くするよう配慮した設定とすることで、所得の低い方の負担を軽減しております。割合で言いますと、応能割分が 67、応益割分が 33 としております。</p> <p>税額については、1 人世帯、40 歳で給与収入がある方、資産は 0 円と想定して、第 2 回シミュレーションで示された金額をすべて保険税でまかなうとした場合の応能と応益の割合について、50 : 50 と 67 : 33 にした場合の税率及び税額について検証します。</p> <p>まず、税率については、現行と 50 : 50 を比較すると、応能割の所得割率と資産割率は大きくあがりませんが、応益割の均等割と平等割について非常に大きく上昇するため、所得の低い方への影響が大きくなります。</p> <p>次に、現行と 67 : 33 を比較すると、応能割の 2 つは大きく上がりますが、応益割の上昇率は 50 : 50 と比較して抑えられます。</p> <p>税額については、年収 980,000 円以下、所得 330,000 円の場合、応能割・応益割を 50 : 50 とするよりも 67 : 33 と応能割の比重を大</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長 36 : 56	<p>きくすることで、所得の低い方の負担が抑えられます。</p> <p>1人世帯、65歳で年金収入がある方、資産は0円と想定した場合についても、応能割を大きくすることで、低所得者の負担軽減になっています。</p> <p>今後の税率の検討に当たり、応能割と応益割をどうするかという点を本日確認したいと思います。</p> <p>これまで見てきたように、国保については所得の低い方が多いという現状を踏まえ、事務局としては、応能割と応益割を50 : 50として検討するのではなく、応能割に比重を置いた賦課割合としていきたいと思います。</p> <p>本日は、この応能割に比重を置いた賦課割合として検討を進めて行くという方向性について、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>和光市としては、50 : 50にするのではなく、応能割を大きくして、低所得者への負担を軽減した配分にしてはどうかということです。現在の和光市の税額を今後増やしていかないと納付金を納めることができないということです。それについては、一般財源からの繰入金など、いろいろな手法をお願いしなければなりません。それは今後の議題として、今回は、賦課割合について、和光市に合った、応能割に比重を置いたものにするということについて、ご意見ををお願いします。</p>
石山委員	<p>和光市は、所得水準が高いために、交付金が少なくなっていますが、この所得別世帯数では、所得の低い世帯が多いとなっています。そうすると、和光市では所得の高い人と低い人に大きな差があるのではないかと考えられますが、実際は、そのようなバランスになっているのか、どうでしょうか。</p> <p>所得を平準化した場合、同じ標準の所得の人が100人いた場合と、所得が高い人が1、2人いて、所得が低い人がたくさんいた場合とでは、事情が異なると思いますので、国や県が負担を計算する場合に加味されているのでしょうか。</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>また、和光市の応能割と応益割が 67 : 33 となっている理由は何でしょうか。70 : 30 のシミュレーションもあると思いますが、50 : 50 については、極端に増加額が増えるので、賛成はできないと思います。</p> <p>保険税には、賦課限度額があり、所得が高い世帯についての保険税は、賦課限度額が上限となっています。それに合わせて、賦課限度額を超える所得については除き、所得の平均を計算しています。</p> <p>和光市の所得は、全国平均の一人当たり所得と和光市平均の一人当たり所得を比較すると、約 1.4 倍となっており、高い状況となっています。このような状況から、財政調整交付金などの交付金が少なくなっています。</p>
石山委員	<p>和光市は、所得が高いということから交付金が少ないとなっているにも関わらず、所得別世帯数では、所得の低い世帯が多いとなっているため、矛盾しているのではないかと考えます。</p>
佐々木委員	<p>収納率 91% で調定額を計算しており、この収納率は、金額ベースだと思いますが、軽減世帯における収納率は把握していますか。低所得者に対して配慮しましょうということはあるのですが、そのような世帯の収納率は、91% よりも下がるとか、そういったデータはありますか。</p>
渡部課長補佐	<p>収納率の 91% は、全体の平均になります。所得が低い世帯の収納率は出ておりませんが、所得が 0 の世帯に滞納者が多くいるという現状はあります。所得の低い世帯の滞納率などについて、今後分析したいと思います。また、収納率を上げるための取組は重要ですので、検討していきたいと考えています。</p>
石山委員	<p>応能割合に比重をおいた形で検討していった方がよろしいかと思えます。</p>
東内部長	<p>応能割、応益割については、原則 50 : 50 となっておりますが、</p>

発言者	会 議 内 容
石山委員	<p>和光市では、歴史的ないろいろな背景があって、現在 67 : 33 となっております。今後、60 : 40、70 : 30 などの 2 つののシミュレーションをお示しして、ご判断、ご検討いただきたいと考えておりますが、今回は、50 : 50 まではいかずに、応益割を 30 から 40 あたりに検討を進めるという方向性についてご了解いただければとおもいます。</p> <p>原則は、50 : 50 ではあるけれども、資料の 4 ページにあるように、国・県負担調整後の保険税負担と国・県負担の割合は、62%と 38%なので、このような形のあわせ方も考えられるのではないでしようか。</p>
金子会長	<p>それでは、今後、応益割を 30 から 40 を基準として検討していくということにいたします。</p>
金子会長 54 : 17	<p>次に、協議事項 2 「埼玉県国民健康保険運営方針（案）について」、事務局より説明願います。</p>
渡部課長補佐	<p>今後は都道府県が保険者に加わり、都道府県内の市町村が同じような内容で事務等を取り扱うことが必要になるため、運営方針を策定することになります。また、納付金についても、大枠は国のガイドラインに沿った内容で各市町村の配分などが決まってきますが、その内容等についても都道府県の運営方針に示して実施することになります。</p> <p>埼玉県では、ワーキンググループなどを設置し、この運営方針について検討してきました。現在、運営方針の内容が決まってきたので、その内容をご説明いたします。そして、今後、この運営方針の案に対しては、県内市町村が意見を提出することになります。本日は、市としてこの運営方針にどのような提言をしていきたいのかという部分を最後にご説明いたしますので、この点についてご意見をいただきたいと思いますと思います。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>この運営方針は、大きく分けると3点に分かれます。1点目は、国保被保険者、財政の状況です。2点目は、広域化となりますので、県内市町村の事務の標準化、医療費の適正化などです。3点目が納付金算定についてです。</p> <p>今後における埼玉県内国保の被保険者数については、年々減少していくことが見込まれています。この被保険者の減少を受け、医療費総額は減少していくことが想定されています。しかし、一人当たりの医療費については、高齢化等に伴い増加していくことが見込まれます。</p> <p>財政運営を見ると、平成27年度の県内市町村国保で単年度では322億円の赤字となっています。これが、現行の税率、収納率のままでは、平成35年度は690億円まで赤字が拡大することが予測されています。この毎年度の赤字の穴埋めのため、各市町村は一般会計からの法定外繰入金を国保会計へ繰入を行うことで対応していますが、この法定外繰入金については、段階的に削減していくことが求められています。</p> <p>次に、事務の標準化、医療費の適正化について、県内市町村全体で収納率を上げていくとともに、今後医療費は伸びることが予想されますので、データヘルスの推進、健診受診率、保健指導実施率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進などで医療費の適正化に努めようというものです。また、現在70歳以上の方には負担割合を示した高齢受給者証を発行していますが、保険証と一体化することの検討が始まりました。その他、市町村間の事務の標準化、事務処理マニュアルの策定などを進めることになっています。</p> <p>次に、納付金の算定方法については、被保険者数が多かったり、所得が多い場合は、納付金が高くなります。また、県平均の医療費水準と比較し、その市の医療費水準が高ければ納付金が多く割り当てられる計算方法となっています。</p> <p>当市の場合、医療費水準は、県平均が0.94に対して0.93ですので、医療費の関係で納付金が高くなるということではありません。納付金に影響する一番の要因は、被保険者シェアが0.89と小さい</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>にもかかわらず、所得シェアが 1.12 と大きいこと、つまり所得水準が高いことが、納付金が高くなる大きな要因となっています。</p> <p>被保険者数シェアについては、和光市の被保険者数 16,514 人を県内被保全体の約 184 万人で割って、0.89%となります。</p> <p>所得シェアについては、和光市被保険者の所得、約 132 億 3,800 万円を県内被保険者の所得、1 兆 1,816 億 7,900 万円で割ると 1.12%になります。被保険者シェアが 0.89 で、所得シェアが 1.12 ですので、被保険者数のわりに所得が高いことがわかります。</p> <p>一人当たりの所得について、全国平均が 559,170 円に対し、埼玉平均が 627,489 円となり、埼玉は、全国の 1.12 倍となっています。次に、和光市では、一人当たりの平均が 782,627 円となり、全国の約 1.4 倍となっています。所得水準が高いことは、納付金の算定額が大きくなる要因となります。</p> <p>医療費水準については、年齢調整後の医療費指数というのを見ていきます。これで計算すると、埼玉県平均は 0.94 に対し、和光市は 0.93 ですので、ほぼ同水準となります。通常、和光市のように高齢者が少なく若い人が多い場合は、医療費総額は低く、また、一人当たり医療費が低くなります。今回は年齢構成による差が出ないような方法で、医療費を求めることになり、全国平均の 5 歳刻みの一人当たり医療費に、和光市の実際の被保険者数をかけたものを合計し、人数で割って算出します。この方法で求めたのが、「全国平均の場合の和光市の一人当たり医療費 B」となります。「和光市の実際の一人当たり医療費 A」を「全国平均の場合の和光市の一人当たり医療費 B」で割って、医療費水準を算出します。この数値が 0.93 ですので、全国平均よりは医療費水準が低く、県と比較すると同程度の水準となります。</p> <p>実際の単純な一人当たり医療費を比較すると、和光市が 297,413 円、埼玉県が 320,636 円、全国が 347,801 円で、全国と比較すると医療費水準は 0.82 となり、和光市は医療費が低いことがわかります。現在は、この医療費水準を基準に、保険税などを集めてきました。今後は、先ほどのように、県平均並みの医療費水準として納付金等の計算に利用されてきます。</p> <p>激変緩和措置については、今回の制度改正により、大きく負担が</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>増大する市町村を財政支援するものです。これまでの集めるべき額を今後の納付金額が越えた部分について、激変緩和として補てんを受けられるというものです。和光市の場合、激変緩和の基準となるのは、本来集めるべき保険税負担分 25.5 億円となりますので、第 2 回シミュレーションでは納付金は 24.7 億円となっていますので、和光市では激変緩和が受けられないということになります。</p> <p>県内各市町村は今後、埼玉県国民健康保険運営方針（案）に対する意見を求められることとなりますので、その意見の方向性については、一つ目が、「納付金の算定方法について、所得水準の高い都道府県、市町村の負担が重くなっている。一定の配慮を行う必要があるのではないか」ということです。現行制度においても、当市は、国の調整交付金によって所得水準が考慮され、国の負担分が少なくなり、保険税負担が大きくなっている点は変わりません。ただし、今回の制度改正では、全国で公費 3,400 億円の追加投入がされることとなりますが、それをもってしても、当市の場合、保険税負担が大きく軽減されることはありませんでした。所得水準の高いところから多くの納付金を取るということは前提になっていますが、一定の配慮をしていくべきではないかということですが、</p> <p>二つ目が、激変緩和について、現在の案では実際に集めている保険税額と納付金額を比較するのではなく、本来集めるべき保険税額と納付金額を比較して、納付金額が大きくなればその分が激変緩和措置の対象となる予定です。この場合、当市は激変緩和措置が受けられません。今回の意見としては、現在実際に保険税として集めている額、一人当たり調定額など基準に、激変緩和による支援措置を行うべきではないかということですが、</p> <p>三つ目が、今回の制度改正では、都道府県が納付金を決定するとともに、それに合わせた標準保険料率を示すこととなります。そして、市町村の最終的な税率、税額は、この標準保険料率を参考として市町村が判断することとされています。しかし、県が保険者となり、統一した考え方のもとで各市町村の負担を納付金として求めていくにもかかわらず、最終的な税の決定については、市町村とするのはどうなのか、ということですが。各市の法定外繰入の状況など</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長 1 : 11 : 34	<p>様々ではありますが、県が被保険者の負担増に配慮した上で、統一の保険税の設定とする必要があるのではないかとということです。</p> <p>今後、このような方向性で、意見をまとめて、提出していきたいと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p>
石山委員	<p>(1)の意見の中の一定の配慮とは、どのような配慮をイメージしているのでしょうか。和光市は、この制度改革により、負担が大きくなり、不利な状態の中で、一定の配慮ということは考えられますが、どのような配慮なのでしょう。</p>
渡部課長補佐	<p>納付金の算定方法について、大枠は国が決める部分ですが、県は、応能分と応益分の配分について決めることができます。現在、埼玉県では、埼玉県の所得水準を用いて、埼玉県の所得水準が1.122ですので、応益分を1に対して、応能分を1.122として計算しています。これは、応能分の方が大きくなります。納付金の算定方法では、この県が算出した応能分に市の所得シェアをかけますので、所得シェアの高い和光市にとっては、県の応能分の配分が多くなると、その分、納付金も上がります。そのため、1.122という所得水準を用いるのではなく、応能分と応益分を同額にする、1対1で算出するのはどうかという考え方もできます。</p> <p>また、納付金の算定方法は、所得水準の高いところに負担が大きくなるような計算式となっていますので、所得の高いところの負担を支援するような補填の制度を創設することも考えられます。</p>
金子会長	<p>医療費水準について、和光市の水準が埼玉県と同程度ですので、それであれば、和光市の納付金は高くないと考えられるのですが、どうでしょうか。</p>
渡部課長補佐	<p>医療費水準については、埼玉県と同程度ですので、この部分で納付金が高くなるということはありません。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	他にどこが高くなる要因なのでしょう。和光市として調整できる部分というのはどこなのでしょう。
渡部課長補佐	県で必要な納付金額を応能分と応益分に配分する際の比率が、現在、応能分を1.122としています。これを下げることによって、応能分の配分額を下げるができるため、和光市の納付金が下がります。
金子会長 1 : 18 : 05	和光市の賦課割合は応能割、応益割が67 : 33となっていますが、埼玉県は応能割、応益割の配分は和光市として不利になるということはあるのでしょうか。
渡部課長補佐	埼玉県で必要な納付金額を応能分と応益分に配分する際に、応能割を1.122として算出しており、応能割に多く配分されています。和光市分は、そこに高い所得シェアをかけて納付金額が算出されることとなります。これを応能割と応益割を同額にして、1対1として、応能割に配分をする金額を少なくすることで、納付金を下げることはできると考えています。
石山委員	和光市の賦課割合の応能割、応益割の67 : 33は、和光市が保険税として収入する場合のことで、埼玉県の所得水準1.122は、和光市が納付金として支出する方であるので、一緒に考えることはできないのではないのでしょうか。
渡部課長補佐	<p>この算定式では、すでに所得シェアに応じた配分となっているにもかかわらず、応能と応益の配分を、応能を上げることで更に所得に応じた算定となります。</p> <p>提案した意見の中にある、「一定の配慮」の部分については、各市町村に納付金を配分する際には、応能と応益の配分を1対1にするなどを考えています。</p>
石山委員	和光市の一人当たり医療費は少ないので、少ないということは、

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>健康づくりのための事業を行っていて、医療費を抑えているということであれば、そのような努力をした結果として医療費が少なくなっているということですので、県に対しては、これらの事業を行うのに費用をかけて対応しているということを勘案した納付金の算出方法も考えられませんかという意見も言えるのではないのでしょうか。</p> <p>保健事業を取り組むことによって、医療費を抑えるということはとても重要なことだと認識しています。埼玉県でも、様々な保健事業を実施して努力しているところには、交付金を配分しています。また、国でも、今後、保険者努力支援制度を設立して、努力している自治体には多く交付金を配分する仕組みですので、和光市としても、様々な保健事業を実施していきたいと考えています。また、埼玉県への意見としても取り入れていきたいと思えます。</p>
石山委員	<p>努力している自治体と努力していない自治体とでは、やはり努力している自治体に、それなりの交付金を交付するのはしかるべきだという意見は言えると思えます。</p>
東内部長 1：26：22	<p>介護保険の場合には、要介護認定率を改善した、地域ケア会議を年何回開催したなどといったことに対して加重配分されるようなインセンティブが与えられ、努力した自治体には重点配分され、努力していない自治体は減額されるというような仕組みになっています。国保では、アウトカムを出さない事業に対しても実施していることに対して交付金などが配分されていますが、数字的な成果を出したところに、加重配分してほしいというような意見は保険者として出していきたいと考えています。</p>
金子会長	<p>和光市の一人当たり医療費は、実際には低いですが、年齢調整後の医療費水準では、県平均並みという状況になっています。努力したことによって医療費が下がるという、和光市としての特別な取組は、行っているのでしょうか。</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>先ほどの保険者努力支援制度については、平成28年度から前倒しで150億円程度の規模で実施されました。和光市は、平成28年度に約800万円の交付を受けています。保健事業において、効果が上がる取組は重要と考えていますので、取り組んでいきたいと考えています。</p>
金子会長	<p>保健事業について、現在はまだ取組が不十分なところもあるが、和光市としては今後さらに取り組んでいくとともに、交付金の配分の際には、努力している自治体に多く配分するような配慮をしてほしいという意見を盛り込むことで、いかがでしょうか。</p> <p>(了承)</p>
金子会長	<p>(2)の意見については、資料8ページの内容と同じことなのでしょうか。</p>
渡部課長補佐	<p>激変緩和措置については、市が税として集めるべき額が基準となっており、和光市では約25.5億円となります。しかし、実際は、この25億円のうち、税で集めている額は、14.9億で、その他を一般会計からの法定外繰入金や基金からの取り崩しにより賄っている状況です。よって、意見の内容としては、税で集めるべき額の25.5億円を基準とするのではなく、実際に税で集めている15億円を考慮に入れて、支援措置を考えてもらえないかということです。</p>
金子会長	<p>資料2の10ページの保険税調定額について、和光市は、平成28年度の保険税調定額は16.4億円で、納付金を納めるための必要な保険税調定額は、26.9億円となり、現行の調定額は、かなり少ない状況となっています。また、現行において、法定外繰入金等を使わずに負担すべき額をすべて保険税で賄った場合の調定額は、28.2億円となり、この28.2億円を基準にするのではなく、16.4億円を基準にしてほしいというような内容でよろしいでしょうか。</p>
渡部課長補佐	<p>趣旨としては、そのとおりです。</p>

発言者	会 議 内 容
東内部長	<p>激変緩和については、納付金額を保険税のみで賄っていたが、制度改正によって、さらに税率が上がった場合に、これは激変となるので、補填しますという制度です。和光市は、16.4億円から26.9億円に上がってしまったが、もし、一般会計からの法定外繰入金や基金からの取り崩しをせずに保険税のみで賄った場合には、保険税調定額は、28.2億円で、納付金の方が下がります。しかし、和光市は、一般会計からの繰入金や基金から取り崩して賄っていたので、まだ負担できるのではないかとということで、激変緩和には該当しませんといわれています。</p> <p>しかし、例えば、法定外繰入金を半分減らすなどの努力はしていくので、なんらか別の激変緩和をしてもらえないですか、という趣旨ならばいいのですが、単純に、16.4億円と26.9億円の比較では説明がつかないと思います。</p> <p>今後、法定外繰入金を段階的に減らしていくようなシミュレーションも示させていただきますので、それを踏まえご協議いただければと思います。</p> <p>和光市の現行の一人当たり調定額は、99,338円となっておりますが、本来、法定外繰入金等を入れずに全てを保険税で賄った場合には、170,699円必要であるとう状況です。しかし、それでは、負担が大きくなってしまいますので、法定外繰入金や基金を投入して、負担を減らしています。そして、納付金においては、全てを保険税で賄うと163,062円となりますので、このあたりのご理解をいただいて、ご協議いただければと思います。</p>
金子会長	<p>今後、法定外繰入金をどうするのかなどの議論は出てくると思いますが、そのような中で、この激変緩和の基準をどうするのかというのは、とても難しいところです。</p>
東内部長	<p>この激変緩和の部分について、埼玉県に意見を提出する際には、例えば、6年間で、納付金を払うのに必要な額を国保税のみで集めるための税率に近づけ、法定外繰入金などはなくしていきますので、その間の補填をしてほしいなどの意見は言えるのではないでし</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ようか。</p>
金子会長	<p>6年間で法定外繰入金をなくし、税率を上げていくとしても、6年間で、6割程度上げなくてはならず、非常に厳しい状況です。</p>
石山委員	<p>法定外繰入金は、他の市町村ではどれぐらいの割合なのでしょう か。和光市の一般会計からの繰入金額や各市町村の状況について、 県はどのように把握しているのでしょうか。</p>
渡部課長補佐	<p>和光市の一人当たり法定外繰入金額は、約 27,000 円となります。 一番高いのは、戸田市の約 64,000 円、次に蕨市の約 41,000 円 となります。県内では、和光市も高い方に入ります。</p>
東内部長	<p>介護保険の場合、必ず3年間の事業計画を立てて、3年間の推計 を行い、3年ごとに保険料率を改定しています。国保は、そのよう な規定がなかったため、税率改正が10年間行われていなかったり、 幅の低い税率改正をし一般会計からの繰入金に負担を求めてきた 背景や、市の政策として現在の各市の税率、法定外繰入金の状況 になっていると思います。</p> <p>今後、こういった状況を整理しながら、段階的に法定外繰入金を 減らしていくということや、法定外繰入金を1人当たりいくりにす ることがよいのかなどについても、ご意見をいただければと思いま す。</p>
渡部課長補佐	<p>方針（案）への意見については、ここで皆さまからいただいた意 見を踏まえて精査させていただいて、その内容については、皆さま にもお知らせさせていただきます。県への提出期限については、ま だ正式に出ていませんので、間に合う場合には、もう一度この会議 で提案させていただきたいと思います。</p>
東内部長	<p>今後、市で分析したデータの内容や本日いただいたご意見、ご提 案、論点等への対応など、運営協議会とは別に勉強会ということで 開催させていただければと思います。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>本日の内容は、とても重要な部分でもあり、難しい部分でもありますので、事務局からのご提案のありましたとおりにお願いするということによろしいでしょうか。</p> <p>以上で、本日の審議は終了します。</p>
大野次長	<p><b>6 その他</b></p> <p>本日は、報告事項等につきまして、ご審議いただきありがとうございます。今回、協議事項として説明させていただきました事項につきましては、いただいた意見を踏まえて、再度、お示しさせていただきます。</p> <p>なお、次回の会議でございますが、8月を目途に運営協議会を開催させていただく予定です。</p> <p>また、8月8日（火）13時30分からサンアゼリア小ホールにて埼玉県国保協議会南部ブロック国保強化推進協議会並びに研修会を開催いたしますので、ぜひご参加ください。</p>
金子会長	<p><b>7 閉 会</b></p> <p>以上をもちまして、運営協議会を閉会します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>